

国民健康保険料等の負担を軽減

■非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件を満たす人

- ・ 離職時点で65歳未満
- ・ 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認できます。

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間(例) 令和3年3月31日から令和4年3月30日までに失業した人

■国保料 離職日翌日の属する月から令和5年3月まで「高額療養費負担限度額等」の所得区分の再判定を行います。

■給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月額を3割減免します。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月まで延長可)

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

先発医薬品の特許が切れた後に有効成分、分量・用法が同じ医薬品として販売される安価な薬です。

ただし、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、調剤する薬局にない場合もあります。ジェネリック医薬品への切り替えは、医師・薬剤師までご相談ください。

7月まで
※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。
■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

ジェネリック医薬品 差額通知について

市の国民健康保険加入者で、現在処方されている薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせする「ジェネリック医薬品差額通知」を9月

月末から通知します。
※ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きい人に通知するもので、全員の人に届くわけではありません。
▶ジェネリック医薬品(後発医薬品) 厚生労働省が最初に作られた薬(先発医薬品)と同等と認められた医薬品です。

☎国保医療課国保係 (983-2962)

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金

住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

※過去に本給付金を受けた世帯は対象外です。

■申請方法

① 令和4年度住民税非課税世帯 給付対象となる可能性のある世帯には、7月27日(水)から順次、申請書類(確認書)を送付しています。必ず記載内容を確認し、確認書と添付書類を同封の返信用の封筒に入れて返送してください。

※令和4年1月2日以降に転入した人がいる世帯には、9月上旬より順次、申請書類を送付します。

② 家計急変世帯 対象となる世帯の人は申請が必要で、郵送もしく

は窓口へ直接提出してください。詳細については問い合わせてください。

■申請期限 11月30日(水)まで(当日消印有効)

※令和3年度住民税非課税世帯については、令和4年2月より申請書類を送付していますが、返送していない人の申請期限も11月30日(水)まで延長されています。

■給付時期 書類不備などがなければ、受付後約1カ月で原則世帯主の口座に振込予定 ※DVなどの理由で、本市に住民票を移せなかった人は、要件を満たせば受給できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

後期高齢者医療

令和4年度の 被保険者証(2回目)を送付



今年の10月1日からの自己負担割合の見直しに伴い、今年度は9月にも全被保険者に後期高齢者医療被保険者証(うぐいす色)を交付します。交付時期は簡易書留にて9月中旬に送付予定で、2回目となる被保険者証の有効期限は令和5年7月31日です。

※限度額証や重障老人健康管理事業対象者証をお持ちの方は被保険者証と異なり、2回目の交付はいたしませんので、誤って破棄しないようにご注意ください。

☎国保医療課医療係 (983-2976)

9月10日は下水道の日

下水道は、快適で安全な生活を確保し、良好な水環境の保全のために必要不可欠な生活基盤施設です。

■下水道の日のいわれ

「下水道の日」は、昭和36年に全国的に遅れていた下水道(当時の普及率は6%)の普及促進を図るために「全国下水道促進デー」として始まりまし

9月10日に定められたのも、下水道の大きな役割の一つである雨水の排除と、台風シーズンである(立春から数えて)210日を過ぎたころが

適当であるとされたことによるものです。

そして、平成13年からは、より親しみのある「下水道の日」という名称に変わりました。

■水洗化(下水道への接続)のお願い

公共下水道が整備された地域は、下水道法により水洗化が義務付けられています。水の環境を守るため、

また皆さんの地域の生活環境の改善のためにも、公共下水道の早期接続にご協力をお願いします。

工事は「八幡市下水道排水設備指定工事業者」に依頼してください。また、水洗化する場合は「水洗化の融資あっ旋制度」等があります。詳しくはお問い合わせください。

☎下水道課 (983-5419)

■下水道排水設備の営業活動にご注意ください

市内で個人宅を訪問し、排水設備の調査作業の営業を行う業者がいますが、市では、有料の点検等は行っておりません。

不審な訪問業者には身分証の提示を求めるとやすぐに契約や支払いをしないなどの対応をしてください。契約に関するトラブルは生活情報センター(983-8400)までご相談ください。